



奥州万年の森公園に設置さ

多大な損害を市に与える

市長は、今回の不適正な事務執行により多大な損害を奥州市に与えた。具体的には、残土処理費用を事業所と折半することによる、市に入るべき土地の賃料減額分2、338万円と地域貢献事業の見直しに伴う事業費削減分との総額4、900万円である。

この損害を被った責任は市長にあり、この事態を真摯に反省し、自らその責任を果たすべきである。

市長には、地方自治法をはじめとする関係法令に基づき誠実かつ堅実に管理を行う法的責任がある。今回の事務処理に関しても、市政の最高責任者としての市長の責任は重大である。

残土は事業者が処理すべき

当該事業を決定した政策判断は「迅速な決断が市民の利益に繋がる」とい

土の全量撤去決定に至る検討過程の不透明さと重要事項の決裁における責任の所在が曖昧なことがあげられる。これは、市長及び関係職員の法令遵守の意識の希薄さと市民の財産を管理するという責任感の欠如が招いた結果である。

う考えからである。しかし、執行責任者として市長が行うべき指示は「ルールに従い、手順を守らせる」ことであり、その上で慎重かつ適切な判断が必要であった。

残土処理については、本来公募要領、当該基本協定書の定めによれば、事業者が処理すべきものである。その残土処理に対して市長は、この残土は、奥州金ヶ崎行政事務組合が覆土用を使用するものと、市が有効活用するものとして何度も公の場で明言している。市にとって必要な残土であるとの認識にもかかわらず、公募要領には「造成は事業者が行う」という条件を示している。しかし、当該基本協定書及び当該土地賃貸借契約書には、市が有効活用する旨は何も明記されていない。

損害の責任は市長にある

また、事業者選定においては、事業者の提案を勘案した形で公募型プロポーザル方式を導入し、その方式を提案した事業者を優先事業者として決定した。

この優先事業者は、公募前の設備認定、接続申請等の技術協力・支援を市に無償で行っており、企画提案書を作成する上で明らかに有利な立場にあったと言える。

市長は、公募要領、当該基本協定書及び当該土地賃貸借契約書の内容が適正かどうか判断をする立場にあるにもかかわらず、慎重な検討をせずに決裁を行っている。残土処理、事業者選定についても同様であり、その行為は安易で放任的、職務怠慢であると言わざるを得ない。その結果、奥州市に多大な損害を与えたものであり、その責任は市長にあると考える。そのうえ市長は、一連の経過について、事後に事実を知ったとの担当職員に責任を転嫁するような発言を続けている。これらのことは、市民の負託を得た市長として、責任感の欠如としか言いようのない行為である。

証人喚問（市長・総務企画部政策企画課長・前総務企画部長・前総務企画部政策企画課長の4名）
平成28年6月14日
調査特別委員会【第11回】

①平成28年5月6日開催の証人喚問に係るとりまとめについて ②調査照会について ③記録の提出要求について ④証人喚問について
平成28年6月24日
調査特別委員会【第12回】

①調査照会及び記録送付要求の結果について ②証人への尋問事項について
証人喚問（市長・前総務企画部政策企画課長の2名）
平成28年8月4日
調査特別委員会【第13回】

①平成28年6月24日開催の証人喚問に係るとりまとめについて ②調査照会について ③記録の提出要求について
平成28年8月29日
調査特別委員会 意見交換会

助言弁護士と委員全員による意見交換会（委員会室）
平成28年9月15日
調査特別委員会【第14回】

①報告書のまとめについて ②更なる証人喚問・文書照会の必要性について ③平成28年度調査経費の限度額の変更について
平成28年10月19日
調査特別委員会【第15回】

①報告書のとりまとめについて ②調査照会について ③記録の提出要求について ④参考人の出席要求について
平成28年11月4日
調査特別委員会【第16回】

①調査照会及び記録送付要求の結果について ②参考人聴取の方法等について ③参考人への質問内容について
参考人招致（前総務企画部政策企画課長・総務企画部政策企画課長・前総務企画部政策企画課企画推進係長の3名）
平成28年11月30日
調査特別委員会【第17回】

①報告書のとりまとめについて
平成28年12月20日
調査特別委員会【第18回】

①報告書のまとめについて
平成28年12月26日
調査特別委員会勉強会

報告書案に対する意見交換
平成29年1月19日
調査特別委員会【第19回】

①報告書について ②特別委員会の終結について